

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内（記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。詳しくは、市町村へお問い合わせください。）

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

6

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

市町村長 令和 年 月 日 提出		所在地 〒		給与 （特別徴収義務者）		課係氏 担当 者 内線		5年度 特別徴収指定番号 宛名番号		6年度 特別徴収指定番号 宛名番号					
フリガナ		新		（ア） 特別徴収税額 （年税額）		（イ） 徴収済税額 （例）11月10日納期限分の場合→10月分		（ウ） 未徴収税額 （ア）－（イ）		異動年月日		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。		異動後の未徴収税額の徴収方法	
氏名		姓		円		円		円		令和 年 月 日		1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 8. その他の理由を右欄へ記入		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人が納付） 番号を記入	
生年月日		年 月 日		円		円		円		令和 年 月 日		1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 8. その他の理由を右欄へ記入		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人が納付） 番号を記入	
個人番号		年 月 日		円		円		円		令和 年 月 日		1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 8. その他の理由を右欄へ記入		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人が納付） 番号を記入	
住所		1月1日現在		円		円		円		令和 年 月 日		1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 8. その他の理由を右欄へ記入		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人が納付） 番号を記入	

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）		〒		特別徴収指定番号		担当氏 名 電 話		新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 （翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
フリガナ		法人番号		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		受給者番号		納入書の要否 （新規の場合のみ記載）	
称		円		円		円		番号を記入 1 必要 2 不要	

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額 （（ウ）と同額）を 右欄に記入		円		左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。	
---	--	-----------------------------	--	---	--	-----------------------------------	--

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。	
--	--

旧特別徴収処理欄	5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。